

野洲市業務継続計画＜地震対策＞ 概要版 (令和4年3月改訂)

第1章 業務継続計画(地震対策)の基本的な考え方

1 業務継続計画(BCP)とは

業務継続計画(BCP:Business Continuity Plan)とは、災害時に行政自らも被災し、人、物、情報及びライフライン等利用できる資源に制約がある状況下において、地域防災計画における災害応急対策業務及び災害時においても優先的に継続すべき通常業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保等をあらかじめ定めることで、地震による大規模災害発生時にあっても、適切な業務執行を行うことを目的とした計画である。

2 計画の目的

大規模地震により、職員や庁舎、ライフライン等に利用制約があっても、災害対応や市民生活に重大な影響をもたらす非常時優先業務を適切に行うことで、市庁舎等の機能低下を最小限にとどめ、市民の生命、生活及び財産を保護し、社会経済活動の維持を目的とする。

(本編1～2頁参照)

第2章 野洲市業務継続計画の基本方針

1 業務執行の基本方針

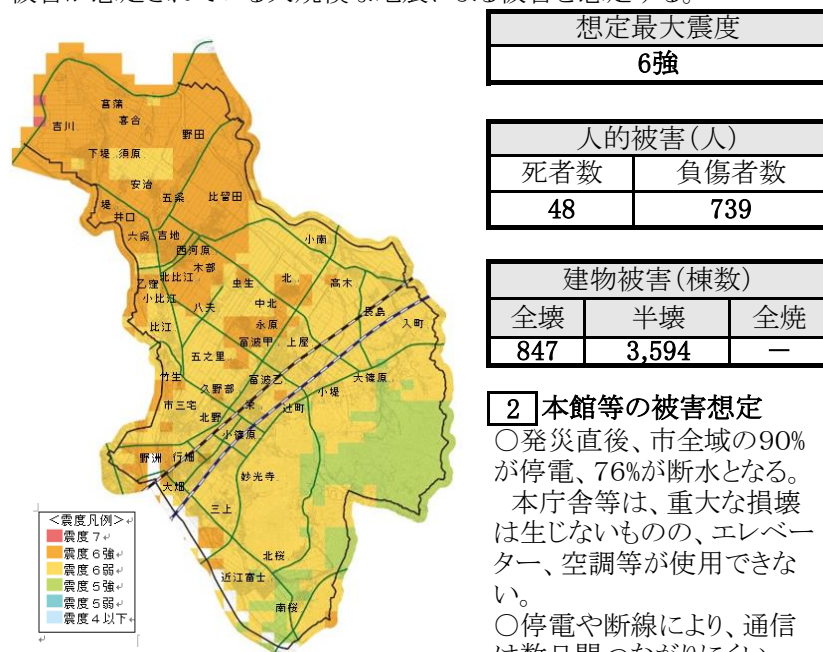
- 市民の生命、身体及び財産等の保護
- 職員の防災意識の向上と防災対策の推進
- 非常時優先業務を実施するための体制を確立
- 非常時優先業務以外の業務は、原則として停止・休止
- 継続的な改善

(本編4頁参照)

第3章 被害状況の想定

1 地震の規模・発災条件

「琵琶湖西岸断層帯地震」や「南海トラフ巨大地震」など極めて大きい被害が想定されている大規模な地震による被害を想定する。



上記の震度分布図は、琵琶湖西岸断層帯地震(北部・南部断層破壊)の複合図

(本編6～7頁参照)

第4章 非常時優先業務の選定(重6)

(本編11～18頁参照)

1 非常時優先業務

第3章の被害想定を踏まえ、発災後1か月以内に優先して開始すべき「非常時優先業務」を選定し、業務開始目標時間を定める。

市の業務		
非常時優先業務	災害	その他の災害復旧・復興業務
	対策業務	優先度の高い災害復旧・復興業務 災害応急対策業務
	通常業務	優先度の高い通常業務
	業務	その他の通常業務

2 非常時優先業務の選定結果

非常時優先業務数は、629件
(災害応急対策業務が260件、優先度の高い通常業務が369件)

3 非常時優先業務の主な業務例

業務開始目標時間	非常時優先業務			
	災害応急対策業務	件数	優先度の高い通常業務	件数
発災から3時間以内	○災害対策本部の設置準備・運営 ○指定避難所の安全点検・開設 ○道路橋梁等の被害調査 ○応急給水の実施 等	97	○庁舎の総括管理 ○基幹業務システムの確認 ○感染症予防の実施 ○上下水道施設の維持管 ○学校施設の被害状況の把握 等	56
発災から1日以内	○職員参集状況の把握 ○人的受援の把握と応援要請 ○福祉避難所の開設 ○不足物資の把握 等	74	○高齢者福祉サービス ○災害対策等の情報提供 ○湖南広域消防との連絡調整 ○障がい者(児)のコミュニケーション支援 等	35
発災から3日以内	○被災者台帳の作成 ○被災地区の防疫初動体制の確立 ○廃棄物(ガレキ)の処理 ○遺体の埋火葬 ○ボランティアセンター開設 等	56	○各種犯罪の予防と対策 ○埋火葬・改葬の許可 ○被保険者証の再発行 ○廃棄物収集・処理 ○家庭児童相談・支援 ○障がい児の通所支援 等	122
発災から1週間以内	○応急仮設住宅・市営住宅への入居者選定 ○応急教育の実施 ○救助用食料の確保 等	18	○被災者の母子保健相談 ○道路橋梁の補修・維持 ○農林業被害調査 ○生活保護の認定 等	38
発災から2週間以内	○災害関連の予算処置 ○下水道施設の本復旧 ○罹災証明の発行 ○義援金の受付・管理 等	11	○公害被害の相談 ○学校給食再開の準備 ○保育所の利用調整 ○児童手当の支給事務 等	56
発災から1ヶ月以内	○義援金の配布 ○災害見舞金の支給 ○判定不服家屋再調査 等	4	○災害弔慰金の相談 ○障害者手帳等の相談・交付 ○介護保険の認定調査 等	62
計		260	計	369

第5章 非常時優先業務継続のための体制確立

1 職員参集数の推計(重1)

就業時間外の発災を想定し、居住地から市役所まで参集可能職員の推計(徒歩にて参集)

発災から	1時間以内	3時間以内	12時間以内	1～3日以内	1ヶ月以内	全職員数
人数	86 人	206 人	250 人	250 人	388 人	426 人
割合	20 %	48 %	59 %	59 %	91 %	

(本編21～22頁参照)

2 非常時優先業務に必要な施設・設備等の対策

(本編25.32.35.36頁参照)

課題	停電時には非常用発電設備(本庁)により72時間程度稼働するが、空調設備・エレベーター等大量に電気を消費する設備は稼働しない。
対策	扇風機・ストーブを準備するとともに、事務スペースの集約化や端末機器の利用制限を行うことで、節電に努める。

②情報システム(重5)

(本編29～30頁参照)

課題	火災、揺れによるサーバー損傷でシステムが稼働しない。
対策	データセンターの活用(分散保存)とシステム復旧や事業継続の協力体制を構築している。サーバーラックの転倒防止。

③多様な通信手段(重4)

(本編26～28頁参照)

課題	停電や断線により通信手段が使用不能又は、つながりにくくなる。
対策	県防災行政通信システム、移動系無線システム等を活用する。

④水・食料(職員用)(重3)

(本編39頁参照)

課題	3日分の備蓄を想定しているが、十分な確保ができていない。
対策	被災者用と職員用を区別して備蓄を行う。

3 代替施設の特定制(重2)

(本編40頁参照)

野洲市総合防災センターを代替の災害対策本部設置場所とする。

4 指揮命令系統の確立(重1)

(本編40頁参照)

第1順位	第2順位
副市長	市民部長(危機管理監)

※第3順位以下は「野洲市長の職務を代理する職員を指定する規則」第2条第2号の条文を準用する。

第6章 業務継続体制の向上

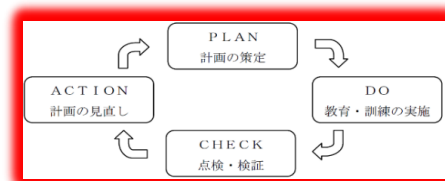
1 教育・訓練

(本編41～42頁参照)

日頃より全庁的及び各所属において、計画的に研修や訓練を実施し、職員及び組織的な対応能力の向上を図る。また、研修・訓練等の実施・検証を通じて、新たな課題の発見や非常時優先業務の見直しを行う。

2 計画の点検・見直し

定期的な計画の実効性等を点検し、訓練等により抽出した問題点等を踏まえて、継続的に点検・見直しを行う。



3 非常時優先業務を遂行するためのマニュアル等の整備

本計画を踏まえ、野洲市防災初動マニュアルの見直しや本市だけでは対応できない事態に他の自治体や関係機関など多方面からの支援を最大限生かすため、人的、物的支援の受入れ手順やその役割など、受援に必要な体制整備を目的とする「野洲市災害時受援計画」を活用し、非常時優先業務の円滑な実施を図る。

※(重1)～(重6)は、業務継続計画の「特に重要な6要素」を示す。【業務継続計画作成ガイド(内閣府)】